

議 案 名	富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数(割合)を0.1月分引き上げるものです。												
制 定 内 容	<p>第5条第2項 期末手当の支給月数(割合)を変更するものです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1048 1401 1267"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>2.025月</td> <td>2.025月</td> <td>4.05月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降 期末手当</td> <td><u>2.075月</u></td> <td><u>2.075月</u></td> <td><u>4.15月</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	合計月数	令和5年度 期末手当	2.025月	2.025月	4.05月	令和6年度以降 期末手当	<u>2.075月</u>	<u>2.075月</u>	<u>4.15月</u>
区分	6月期	12月期	合計月数										
令和5年度 期末手当	2.025月	2.025月	4.05月										
令和6年度以降 期末手当	<u>2.075月</u>	<u>2.075月</u>	<u>4.15月</u>										
施 行 日	令和6年4月1日												

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>